

平成29年度 政務活動報告書

会派又は議員名 澁谷 俊和

政務活動期間	平成29年10月25日、26日（2日間）
政務活動先	東京都
政務活動参加者	澁谷俊和（1名）
政務活動項目	○質問準備の効果的な方法 ○議会や委員会での質疑やりとり向上研修
政務活動項目に係る（目的・結果等の概要・所見）	<p>地方議員研究会主催の研修会に出席し、受講したので報告いたします。</p> <p>10月25日「質問準備の効果的な方法」 10月26日「議会や委員会での質疑やりとり向上研修」 講師 宮本正一（日本公共経営研究所）</p> <p>「質問準備の効果的な方法」</p> <p>1) あなたの経歴から質問を作る</p> <ul style="list-style-type: none">①自分の経歴を活かす（詳細）自身の肩書きで差別化②興味ある分野 <p>2) あなたの公約から質問を作る</p> <ul style="list-style-type: none">①選挙戦出馬時の公約→意味②調査結果の集大成→視察計画③選挙出馬前の確認→公約修正→総合計画、まち、ひと、しごとと戦略チェック <p>3) 質問のネタを探すことがなくなる議員活動</p> <ul style="list-style-type: none">①国、都道府県からの入手方法→HP、担当者②メディア等からの情報収集→記者クラブ利用③地方議員の役割、議員の権限をもう一度見直す

「議会や委員会での質疑やりとり向上研修」

1) 質問とは

①市町村の行財政全般にわたって、執行機関に疑問点を。ただし、所信の表明を求めるものである。

2) 質問の範囲

①その市町村の行財政全般である。

②具体的には、自治事務、法定受託事務であるを問わない。

3) 質問の効果

①市町村が処理する一切である。

②ただ単に執行機関の所信を正したり、事実関係を明らかにするだけにとどまるものでは決してない。

③所信を正すことによって、執行機関の政治姿勢を明らかにし、それに対する政治責任を明らかにさせたり、結果としては、現行の政策を変更・是正させ、あるいは新規の政策を採用させるなどの目的にと効果がある。

4) ヘッドライトピック

①政治活動 政治上の目的をもって行われるすべての行為(憲法第21条)

②選挙活動 特定の選挙において、特定の候補者を当選を得又は得るために選挙人に働きかける直接又は間接の一切の行為

③議員活動を再考